

「審議のまとめ」素案・支援イメージ図への意見

松村 暢隆

● 「特定分野に特異な才能のある児童生徒」という表記

- 元（中教審答申）の含意は不明確
「領域固有の」（domain-specific）の意味なら
「特定分野に特異な」は不要（資料2, p.4：昔から才能教育は領域毎）
- 有識者会議では次第に「**特異な**才能のある児童生徒」と略記

▼ 特異な才能のある児童生徒

- 諸会議構成委員の暗黙の素朴概念では「**突出した**才能」
(IQ130以上など)
- 世間一般には（報道でも）「突出した才能」と読み替えられる
- しかし有識者会議の議論の対象は突出した才能に限定されない
- アンケート結果の回答者も、突出した才能ばかりではない（p.7）
(第4回会議松村発表資料参照)
- とくに障害を伴う(2Eの)場合、また家庭の経済的事情によっては、潜在的に優れた才能の突出が抑えられる

▼松村のサイト（2E教育フォーラム）の有識者会議の頁の注記

* 「〈才能のある子の指導・支援〉に関する有識者会議」と個人的に略称する。「才能のある子」は、個別プログラムで識別された才能を基準に選抜・認定される狭義の「才能児」とは区別され、また「突出した才能」あるいは「困難を伴う才能児」に限定されない、広義の“gifted”に相当する。実質、有識者会議では対象をそう認識して議論されてきた。

▼提案：「特異な才能のある児童生徒」

→ 「**才能のある児童生徒**」

* 特化の必要がある文脈でのみ「**突出した才能のある児童生徒**」

▼ 「**特異な才能のある児童生徒の特性等の理解**」 (資料2, p.10)

「そうした児童生徒に直接関わるのは第一義的に教師」

「児童生徒の才能や特性を把握し、対応できる資質の育成が期待」

- イメージ：教師が突出した才能のある子を判別して、校外プログラムに推薦する役割を期待される：困難で不適切
- 突出した才能の基準（検査の評定値）がないとできない
- (突出した) 才能のある子と「そうでない」子 (=non-gifted) が、教師の意識でも分断されてはならない (資料3、p.3)
- * 教室内で適切な環境（個別最適な学び）があれば、〈全ての〉子どもは主体的に自分で才能特性・適合するスタイルを認識して伸ばす
 - … 全ての子どもへの〈拡充〉SEMと共通の理念

● 支援イメージ図

▼ 普段過ごす教室

「個別最適な学び」の記載が必須 （資料2, p.12 今後の取組の基本）

▼ 教室以外

- 居場所：学校内教育支援センター、保健室、カウンセリングルームなど快適な居場所は、個人によって異なる

① 独りで ② 気の合う仲間と ③ 見守る大人と （資料3, p.3）

→ 学習だけでなく、仲間、大人の図示（社会情緒的支援）

物理的環境整備だけでは不足：大人目線で快適空間を押しつけない

- 才能のある子（の困難）を理解・共感・支援する人材の充実が必要

養護教諭・SC・教育支援センター支援員：研修・加配

▼ 学校外の様々な機関等

→ ヨコの繋がりを図示

(保護者支援団体と教育支援センターとの連携等を表せるように)

▼ 支援を統括する拠点 → ⑤を統括する拠点を図示

- 全国規模の協議会/コンソーシアム/研究所
国レベルの、オンライン上のプラットフォームも (資料3、p.6)
- 各地の拠点の教育委員会からの、成果のデータを集約・提供